

本局関係各課長 殿  
道路関係事務所長 殿

道路部長  
(公印省略)

令和7年度の路上工事の抑制について（通知）

標記について、下記の通り実施することとしたので通知する。

また、占用工事等についても同様の扱いとするので、関係機関への周知・徹底するとともに、来年度工事の施行計画の参考とされたい。

記

1. 工事抑制対象工事

供用中の直轄国道に係る車線規制を伴う全ての工事。

ただし、災害復旧・損傷復旧・路面陥没補修・除雪等で交通の安全確保のため緊急を要する工事及び作業は除外とする。

2. 対象地域

中部地方整備局の管理区間全域

3. 工事抑制期間

(1) ゴールデンウィークの期間

令和7年4月26日（土）～令和7年5月6日（火）

(2) 夏季観光及び帰省ラッシュの期間

令和7年8月9日（土）～令和7年8月17日（日）

(3) 年末年始の休日等の期間

令和7年12月27日（土）～令和8年1月4日（日）

(4) 年度末の期間

令和8年3月1日(日)～令和8年3月31日(火)

4. 「3. (1)～(4)」以外の期間で全面通行止めを伴う工事の抑制

期 間：土曜日、日曜日と祝日が連続する期間

対象地域：管理区間全域

5. 沿道環境、地域特性及びイベントの開催等を考慮した工事抑制期間の設定

(1) 「3. (1)～(4)」の工事抑制期間の変更

「3. (1)～(4)」の工事抑制期間は上記期間を基本とするが、沿道状況及び地域特性を考慮して期間を変更する必要がある場合は、本局関係各課及び関係事務所と打合せ調整のうえ、工事抑制期間が決定次第、道路部高規格道路管理センターへ報告すること。

(2) イベント等の開催や地域特性に応じた工事抑制期間の設定

「3. (1)～(4)」の工事抑制期間の他に、各事務所管内において、イベント等の開催や地域特性に応じた工事抑制期間を設定できるものとする。

なお、各事務所で工事抑制期間及び対象地域を設定し、道路部高規格道路管理センターへ「(別添様式) 路上工事抑制カレンダーの作成について」にて報告すること。

6. 路上工事抑制カレンダーの公表

上記3.～5. を踏まえ、路上工事抑制カレンダーを作成し、各事務所ホームページにおいて公表すること。

7. その他

(1) やむを得ず、工事抑制期間内に車線規制を伴う工事(占用工事含む)を実施しようとする場合は、そのことが判明した時点で速やかに、事務所管理担当課が道路部道路管理課管理企画係及び高規格道路管理センターに「(様式1) 通行規制予定表、工事(事業)概要(自由様式)、理由(自由様式)」にて報告し、必要に応じて打合せ協議(WEB会議を含む)を実施すること。

なお、事前に報告の無い工事については、工事抑制期間内の車線規制は原則認めない。

(2) 「5. (1)、(2)」により路上工事の抑制を行う場合は、道路利用者への情報提供に努めること。